

「井手町国民保護計画（素案）」に対する 住民の皆様からの意見結果について

平成18年12月22日
井手町総務部総務課

「井手町国民保護計画（素案）」について住民の皆様にご意見を募集いたしましたところ、貴重な意見をいただき、ありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見及びこれに対する町の考え方を下記のとおり公表いたします。

- 1 意見募集期間 平成18年11月10日から11月20日
- 2 意見募集の結果 意見提出者 1名
- 3 意見の趣旨とこれに対する町の考え方 以下のとおり

意見の概要	町の考え方
【意見1】国民保護計画策定関連 1 そもそもの計画の必要性について	
そもそも国民保護計画は有事に備えて国民を戦争準備にかり出すことを目的のひとつとしており、作成すること自体に反対である。	平成16年9月に施行された国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）では、武力攻撃災害やテロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため、国民保護法第35条の規定により、都道府県の国民保護に関する計画に基づき、市町村の国民保護計画を定めなければならないとされています。本町の計画では、国が示した、市町村国民保護モデル計画を参考に、京都府国民保護計画と整合性を図りながら本町における国民保護計画を作成するものであります。住民の生命、財産を守る立場にある本町としては、あってはならないことではありますが、万一、我国が外部より武力攻撃や、テロ等により多数の人を殺傷する行為が発生した場合には、住民生活に及ぼす影響が最小となるよう、町の防災計画等を活用しながら、町の責務を果ため、計画を策定するものです。

意見の概要	町の考え方
<p>【意見2】策定方法関連 2 情報公開の方法・手順について</p> <p>「素案に対するご意見をお聞かせください」と記載された町広報が住民の手元に届くのは早くても発行日11月10日の2～3日後である。しかも素案自体は広報にもHPにも掲載されず、役場か図書館へ出向かなければ見られない。20日の意見到着締切日までに土日は閉庁、図書館も月曜日は休館である。関心を持つ住民であっても素案そのものに目を通す機会も期限もあまりにも限られており、町当局・協議会が本当に住民の意見を広く知りたいと考えているのか疑う。せめてHP上で素案を閲覧できるようにするでなければ、パブリックコメントを行ったとは言えない。</p> <p>協議会がいつ、何回開かれたのかや、協議会委員の氏名も公表されていない。情報公開があまりにも中途半端である。</p>	<p>町では、井手町国民保護協議会並びに幹事会を開催し井手町国民保護計画（素案）について審議並びにご意見をいただき、計画を取りまとめたところであります。さらに、広く住民の意見を求め計画（案）に反映させるため、町の広報並びにホームページにパブリックコメントの実施について、掲載し募集しました。</p> <p>計画(素案)については、役場並びに普段住民の皆様がよく利用されています図書館において、閲覧できるよう配置したところあります。</p> <p>閲覧の期間については、規定がありませんので11日間と定め実施してきたところあります。</p> <p>協議会の委員の任命につきましては、国民保護法第40条の4項の規定により定められており、1号委員の町の区域を管轄する指定地方行政機関の職員、2号の自衛隊に所属する者、3号の市町村の属する都道府県の職員等々町内の代表者を含む1号から8号までの委員を、任命し、専門的な立場の方に広く委員として就任していただいたところあります。</p> <p>第1回目の協議会につきましては、10月13日に開催し、幹事会につきましては、11月7日に開催いたしました。</p>

意見の概要	町の考え方
<p data-bbox="225 226 783 353">【意見3】国民保護計画策定関連 3 素案 p. 60 「自衛隊や米軍の行動と避難経路手段の調整」という記述について</p> <p data-bbox="225 371 783 689">井手町内には米軍施設はなく、このような米軍も含めた調整について考えることはナンセンスである。京都府の国民保護計画にも「自衛隊等との調整」という文言はあるが、「米軍」の記述はない。あえて井手町の計画に「米軍」を記述するのはなぜか、大変疑問である。削除すべきである。</p> <p data-bbox="225 707 783 1167">国も京都府も「国民保護計画は特定の敵国を想定したものではない」というが、「米軍」との調整をうたうという事は、必然的に米国に敵対する国からの攻撃を想定することになるのではないか。有事の際に「米軍」と調整することを明記すれば、日本が、井手町が「米軍が攻撃する国」から敵とみなされる。計画中に「米軍との調整」を記述することで住民をかえって危険にさらすようなことは絶対してはならない。</p>	<p data-bbox="805 371 1364 1070">武力攻撃事態等において、住民の避難と自衛隊及び米軍の行動のための道路の利用のニーズが競合する場合には、車両の交錯等による混乱を回避するため、国の対策本部長（内閣総理大臣）が、知事や指定公共機関の意見を聴いたうえで、対処基本方針に基づき「道路の利用指針」を定めることを載せています。米軍についての記述は、道路交通法第114条の5に、公安委員会は防衛出動が発せられた場合において、自衛隊又は米軍（以下「自衛隊等」という。）による排除行動が的確かつ円滑に実施されるようにするため緊急の必要があると認めるときは、自衛隊等以外の車両の通行禁止又は制限をすることができることとされているためです。</p> <p data-bbox="805 1088 1364 1261">町長は、道路等の利用について、国民の保護のために必要がある場合には、緊急車両等の利用の調整について、国の対策本部長に調整することができることを載せています。</p> <p data-bbox="805 1279 1364 1641">井手町国民保護計画では、万が一、武力攻撃事態等となった場合、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためのものであることを、総論等により明確にしており、住民の安心、安全を確保するための計画であり、自衛隊、米軍の支援活動を目的としたものではありません。</p>